最終更新日：2015年12月11日

ワタミ株式会社
代表取締役社長　清水　邦晃
問合せ先：03-5737-2288
証券コード：7522
http://www.watami.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

ワタミグループは「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」をスローガンとして、ステークホルダーの皆さまから感謝されるような存在になることを目指しております。
社会に信頼される企業であり続けるため、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。同時に、経営ビジョンを具現化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢としております。
また、商品・サービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・社会に対する価値創造を行うことにより企業価値を向上させてまいります。その実現のために、時代の変化に対応した事業展開、積極的なイノベーションを進めるとともに、上場企業として中長期的かつ安定的に経済的価値を生み出すことの両面を高い水準で維持・向上させる最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。
財務内容の改善とフードビジネスへの経営資源の集中を目的に平成27年12月1日に介護事業の売却を実施するとともに、持株会社制を廃止し、ワタミ株式会社を存続会社とし、ワタミフードシステムズ株式会社を吸収合併しました。これにより意思決定の迅速化を図るとともに一貫体制を強化し、これまで以上にお客様のニーズに即した経営を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】（議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳）
当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。招集通知の英訳については、スケジュールと内容の正確性担保の問題があることと、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため、実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要だと判断した場合は採用する考えです。

【原則4-8】（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、社外取締役の有用性について十分認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、及びさまざまな観点での意見提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、社外取締役の活用は当社のコーポレートガバナンスを適正に機能させ、また実効性のあるコーポレートガバナンスの確立に資すると判断しております。当社では、業務執行取締役と社外取締役を含む非業務執行取締役を明確に区分しております。
現時点では、独立社外取締役は1名のみでありますが、今後さらなるコーポレートガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の複数名選任について検討してまいります。
また、社外監査役による監査役監査により、コーポレートガバナンスは有効に機能していると考えております。

【補充原則4-8-2】（筆頭取締役の互選、経営陣・監査役および監査役会との連携）
現時点では、独立社外取締役は1名のみであり、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりません。社外取締役は、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査役と話し合いの機会を持つなど、連携が十分図れていると考えております。今後複数名選任について検討する中で、指名の是非も含めて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】（取締役会の実効性分析・評価の実施と開示）
平成26年度において、取締役会評価は実施しておりませんが、今般のコーポレートガバナンス・コードの制定を受けて、当社として取り組むべき事項についてこれらの実践のため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にし、株主の皆様への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンスガイドライン」の制定、当社ホームページでの公表ならびに取締役会評価の実施についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
政策保有株式につきましては、保有状況を有価証券報告書で開示しておりますが、毎期、保有の是非を検討し、企業価値の向上につながらないものについては株価の動向をみながら売却を進めます。議決権につきましては、発行会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを判断基準として、適切に行使します。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
取締役が子会社等（完全子会社を除く）の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けております。
また、主要株主との取引については、会社や株主共同の利益を害することのないよう、一般的取引と同様に、担当取締役等の事前の確認及び必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則3-1】（情報開示の充実）
(1)当社は、すべてのステークホルダーから正しく理解され、信頼される企業になるため、法令や規則、当社のIRポリシーに従って情報開示を行います。法令や規則に該当しない事柄であっても、投資判断に影響を与える情報については積極的かつ継続的に開示を行います。
以下につき当社ホームページに掲載しております。

1)経営理念	http://www.watami.co.jp/corp/rinen.html
2)環境貢献	http://www.watami.co.jp/eco/kankyo/ktop.html
3)社会貢献	http://www.watami.co.jp/eco/syakai/syakai.html

4)安心・安全　　http://www.watami.co.jp/eco/anshin/anzen.html
5)CSR報告書　　http://www.watami.co.jp/eco/kankyo/kh.html
6)社会貢献団体への支援 http://www.watami.co.jp/shien/
7)IR情報　　http://www.watami.co.jp/ir/top.html

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)当社の役員報酬は、業績との連動ならびに企業価値創造の対価として適切なインセンティブを構成することにより、優秀な経営人財を生み、また確保し、上場企業として持続的な発展に資することを目的とした方針を定めております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、その能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断した上で代表取締役が提案し、経営会議等で審議し、取締役会で決議を行います。

(5)株主総会招集通知に候補者の概要について公表しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示)
取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項および社則に定める重要な業務執行を決定し、それ以外の重要事項については、取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議にて決定しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)
当社の取締役会は、4名の取締役と1名の社外取締役により構成されております。1名の社外取締役は、取締役の職務を遂行するにふさわしい豊富な能力、専門性、経験及び知識を経営全般に活かすとともに、独立した立場からの監督機能としての役割を果たしております。

【原則4-9】(社外取締役の独立性判断基準および資質)
独立社外取締役は、取締役会より独立した立場から大局的に判断し、新しい価値の創造を起こす役割を担っていると考えます。その上で、客観的かつ長期的な展望で、重要な経営方針・戦略の策定及び決定、業務遂行の監督を行うために、多様な経歴・経験・属性をもつ精神的にも経済的にも独立した社外取締役を指名してまいります。独立社外取締役の指名にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき指名してまいります。

【補充原則4-11-1】(取締役の選任方針等の開示)
当社取締役会の構成員は、当社の事業規模を勘案し、定款において、取締役は15名以内、監査役は5名以内と定めており、現在取締役は5名、監査役は3名であります。社内取締役4名は、能力、知識およびこれまでの職務経験を通じて的確な経営判断を下せる者を選任しております。独立社外役員については高い識見、豊富な経験およびバリエーションとバランスの観点から選任しております。
また、取締役会構成員8名のうち、独立社外役員が4名(社外取締役1名、社外監査役3名)であり、取締役会において独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。

【補充原則4-11-2】(取締役のほか上場会社の役員兼任状況の開示)
株主総会の事業報告書、参考書類、有価証券報告書等の開示書類にて開示しております。

http://www.watami.co.jp/ir/top.html

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性分析・評価の実施と開示)
当社はこれまで取締役会全体の実効性について分析・評価は行っておりません。今後は、事業年度が終了した後、株主の視点に立って企業価値向上につながる意思決定ができたか、独立した立場から経営陣に対しての監督機能を果たせたかという観点を中心に、各取締役へのヒアリングを行い、取締役会の実効性の評価を行う方針です。その結果を分析し・検討し取締役会機能のさらなる向上を図るとともに、必要に応じてその内容を開示する考えです。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング方針の開示)
取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供します。日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークに加入し、各取締役・監査役には、各種セミナー・シンポジウム・研修への参加を通じて、有用な情報の入手およびスキルの習得に加え人的ネットワークの構築を推奨しております。
社外役員に対しては、当社の経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、適宜、工場・事業拠点の見学、担当役員からの説明等を行います。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、中長期的な視点を持ち、受託責任を適切に果たす株主・投資家との対話は、適切な情報開示と対話そのものに価値があると考えています。従って、株主・投資家との対話を合理的な範囲で役員およびIR担当にて積極的に行う方針です。
情報開示については、当社ホームページに、東証開示資料、決算短信、有価証券報告書、財務データの他、近況について月次で国内外食の既存店前年対比実績、介護の入居率、宅食の調理済み商品のお届け数等を掲載しております。

http://www.watami.co.jp/ir/top.html

・対話に際してのインサイダー情報の管理は、内部者取引防止規程を策定し、未然防止に注力しております。特に、自社株売買については、一定のルールの下で実施しております。また、役員及び社員に対しては、継続的な教育を行っております。
・個別面談のほか、決算情報や経営戦略に関する説明会を行います。
・目標とする経営指標を達成するための戦略を分かりやすく説明します。
・対話において把握した株主や投資家の意見などは、取締役会で報告を行い、情報の共有及び活用を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社アレーテー	10,462,325	25.09
ワタミ株式会社	4,342,119	10.41

サントリー酒類株式会社	3,341,100	8.01
アサヒビール株式会社	1,780,000	4.26
ワタミ従業員持株会	940,404	2.25
株式会社横浜銀行	645,405	1.54
明治安田生命保険相互会社	384,243	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	382,600	0.91
株式会社みずほ銀行	379,587	0.91
黒澤信一	340,900	0.81

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金野　志保	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金野　志保	○	―――	金野志保氏を社外取締役とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有しており、また、企業監査役としての豊富な経験を有しているためであります。 上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人においては、四半期に1 回開催されるミーティングにおいての業務報告の他、必要に応じて情報交換を行い、密接な連携を保ち、相互の連携を深めております。

また、監査役、内部監査部門においては、業務管理部（4名）が内部監査および内部統制に関わる体制整備を行うとともに、各事業ごとに監査部門を設置し、内部監査を実施しております。また、その結果については、監査役とも共有し、不備事項の改善に役立てております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安西慎一	他の会社の出身者						△			△				○
寺永好孝	他の会社の出身者						△							○
中西茂夫	他の会社の出身者						△							○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安西慎一		―――	企業金融経験者としての豊富な知識と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
寺永好孝		―――	酒類・飲料水メーカーの役員としての豊富な経験と知見を有しております。
中西茂夫		―――	酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や識見を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に対して、年度ごとの業績連動インセンティブ制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役31百万円
監査役4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

当社におきましては、社外取締役1名、社外監査役3 名が選任されており、社外監査役のうち1 名が常勤監査役としてグループ内の監査に従事しております。社外監査役の業務を担保するために、業務監査を担当している業務管理本部及び、経営企画本部が社外監査役のサポートを行うべく連携を密にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、事業持株会社として各事業部門の権限と役割、収益責任を明確化していくとともに、管理部門におけるグループ全体の管理運営体制を図っていきます。

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

また、当社は取締役の選任決議について、議決権が行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

当社の社外取締役は1名であります。当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、社外取締役を選任しております。今後とも当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、引き続き手段を尽くして当社の社外取締役として最適な人材の確保に努めて参りたいと存じます。

当社の社外監査役は3名であります。当社では、社外からの経営監視機能を取り入れるため、これらの社外監査役を選任しております。

当社は取締役会規程を制定して法定の事項はもとより当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。また、月に2回、グループ経営会議を開催し業務の執行と業績状況の報告を受けるとともに、対策等の検討を行なっております。

監査役監査は、監査役会が決定した監査計画に基づいて厳格に行なわれております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社におきましては、現在取締役5名、社外取締役1名、社外監査役3名の体制としておりますが、これにつきましては、取締役会における意思決定の有効性、効率性を高めるとともに、その内容について、社外監査役の牽制機能を確保することを目的に、現在の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	個人株主が多いため、より多くの株主が参加できるよう、集中日を避け、土曜日・日曜日に開催する事を基本方針としております。 業績等を踏まえ、平日の開催とする場合があります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に全国主要都市にて開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月、11月の決算発表後開催しております。各回約100名が参加しております	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料及びその決算説明会音声配信、外食月次売上等の近況報告をはじめ適時開示文を掲載しております。 http://www.watami.co.jp/ir/top.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部にて行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ経営目的において、ステークホルダーの立場の尊重について記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得するとともに、外食店舗を中心にゼロエミッションへの取り組みを行っております。また環境省によるエコファースト企業として先進的な環境目標を掲げ推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

(2) 各種研修会において、コンプライアンスに関して継続的に啓蒙教育を実施する。

(3) 内部監査部門として、ワタミ株式会社内にグループ全体を評価するリスク管理チームを配置するとともに、各事業会社においても各々執行部門から独立した監査部門を置き、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

(4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、月2回定時に開催される経営会議において報告する。

(5) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、外部第三者機関窓口である「ヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

(6) 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

(2) 監査役を含むグループ各社の管理責任者が出席する定例ミーティングにおいてグループ内に存在する諸問題についての討議を行い、その内容に基づき取締役会に提言を行うことによりリスクの低減、排除を図る。

(3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の下に経営会議を月2回定時に開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、経営会議において業務の執行、施策の実施状況に関して報告を行うこととする。また関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社管理を行うものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当並びに法務担当は、監査役から要請を受けた時には、監査役の職務を補助するものとする。この場合には当該使用人の取締役からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は当社又は当社グループの業務又は業績に与える重要な事項については、遅滞無く監査役に報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2) 監査役は、会計監査人、内部監査担当、関係会社管理担当、関係会社監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。グループ内において反社会的勢力との関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――